

『定家卿自歌合』箋註(一)

川 平 ひ と し

はじめに——論拠

定家の名を冠した「自歌合」は周知のごとく二部存在しており、ともに群書類従に収められ流布している。その一つは『定家卿百番自歌合』(統群書類従巻四一三)。建保年間、定家五十年歳台の半ばに、家集『拾遺愚草』の第一次編纂へと続く一連の半生涯の自作品を見直す作業の中で企てられたもの——そして家集がそうであるように、のちに幾次もの修訂の過程を経たテキスト——であり、いま一つは本稿で取り上げる『定家卿自歌合』(群書類従巻二二〇)である。いずれも、歌合の形式を藉りて歌人みずから自歌同士を番え、一定規模のアンソロジーに仕立てたという形をとる書であるとひとまず考えたとすれば、この両書は、一般に詩人はどのような基準をもって自己の作品群を選択し、かつそれらを素材として新たな詩作品をどのように

構築しようとするか、逆に、個々の成立の事情と由来を持つ作品が綴り合わされて別途の時空のテキストへと、どのように編成・転化せしめられるかという〈テキスト変容〉の問題の内実をさながら窺わせる資料ということになるであろう。

ただし前者の『定家卿百番自歌合』が紛れもなく定家その人の手になる書であるのに対して、後者の当面問題の『定家卿自歌合』は「伝定家卿詠歌」、そして定家の真作とは必ずしも認定し得ない「存疑」の篇什である。したがって右に述べた意味での歌の「選抄」も「新たな詩作品」の「構築」も、これをさまざま定家自身の所為とすることはできない。むしろ定家ならざる「定家」、プソイド(Pseudo)「定家」によって巧まれ編み上げられた可能性を持つテキストとして一旦は扱われなければならない。本稿ではこの種の、定家にまつわるいわゆる「偽書」「仮託書」の疑いのある書の一つを、その本文に沿って読解してみた

い。今回は、後述する序の問題を中心に当該書の輪郭を捉えることを試みる。

あらかじめ、定家にかかわる存疑の書を読むための、私の原則を簡素化して示せば以下のごとくである。

(1)真・偽の二分法に基づく「真偽論」の枠内での論議にとらわれない。

(2)真作の否定、偽作の論証ということそのものを直接の、また終極の目的とはしない。

(3)真ゆえに勝り偽ゆえに劣る、あるいは真作は貴く優れ、贋作は卑しく拙いとする、近代一般化するところの認識や価値基準、言い換えれば近代的な「真贋論」に依拠しない。

(4)具体的な表現の中に「擬(偽)託性」を読み取るが、同時にそれは「真正性」を読み取ることでもある。双方は相補的な作業であり、「擬(偽)託性」を問いつめることが「真正性」を問いつめることに通ずるはずである。定家的な表現における「偽」なるものと「真」なるものは、それぞれ必ずしも自明ではなく、読解を進めて真偽を弁別するための前提は未だなお与えられていない。

強いて上述の意味での二分法的「真偽論」もしくは近代的「真贋論」に立ち、その枠組の内を論を進めるとすれば、私たちは『定家卿自歌合』を真の定家にとつては偽なるもの、あからさま

に云えば偽作・贋作と捉えることになるだろう。しかし右に挙げた原則に依拠するなら、偽作性を論じ贋作性を証示すること自体を事とするのでなく、むしろ「擬(偽)託性」に立ち会い、プソイドー定家の主体性を吟味して、ここにある歌々の表現性をよりよく位置づけることにこそ努めるべきであろう。それは反転して、定家の作品―定家の表現における真正性の在りかを尋ね、その表現史的位置を一層細やかに見定めることに結びつくのだと考える。非定家を読むこと、すなわちそれは定家を読むことに他ならない。

1 書名

一般に用いられている本書の書名は、類従本にいう「定家卿自歌合」である。内閣文庫本(『賜蘆拾葉』(二一七・一)第四集・二十七冊所収³⁾)の扉に見える標目中の「定家卿自歌合 入群書類従」も類従本に従ったものか。この書名を、距離を置いて眺めてみよう。『定家卿百番自歌合』の場合と同じく「定家卿」の名を冠した書名はもとより定家の与り知らぬ、別人・後人による呼称としてよい。そもそも「自歌合」という概念も、定家のみならずこの種の著作の呼び名として用いることはなかったであろう。御裳濯河・宮河以来の「一身の所詠をもちて、両方のつがひを定めしむること」(道堅法師自歌合識語)「ひとり」の歌を左右にわかちつがへる事(『細川左京大夫自歌合識語』が歌合における一つのジャンルとして定着するに至る過程の中

の或る時点で「自歌合」という概念は用いられ始めたはずであり、「定家卿自歌合」の名もそうした長い過程の一齣として位置づけられる。

伝本の外題には、宮内庁書陵部本(一五五・一三三)⁽⁴⁾の「定家卿四十八首歌合」、市立島原図書館蔵松平文庫本(一三九・二七)の「二十四番自歌合」(「作者不考」の註記を添えている)、二松学舎大学附属図書館蔵竹清文庫本(〇九二・T)⁽⁶⁾の「廿四番歌合」などの、題簽に記された名が見える。まちまちであるのは元来、固定した名を持つていなかったこと、さらに言えば、この書を物した作者、プソイド―定家は全体の書名まで意図して付したのではなかったという事情を伝えているのではなからうか。

外題の問題は内題のそれと結びついている。後述する序文の後には通常内題が記されているが、外題と同様に、伝本により不揃いである。すなわち書陵部本「四拾八首之歌合」、内閣本「四十八首之歌合」、類従本「四十八首詞合」、松平文庫本は単に「詞合」とのみあり、竹清文庫本は内題を欠いている。本来統一的な内題が存したどうか疑わしい。ちなみに「定家卿百番自歌合」の場合、有力な伝本の内題に見える「百番歌合」を定家みずから掲げたものと推定し得るが、本書の場合は、右のような異同を考慮すると当初から特定の、しかも唯一の題目のもとに全体が結構されたのではなかったとすら推測される。

考えてみれば、定家が自身の著作に書名を付す時とは、どの

ような時だったであろうか。逆に定家が題目を付すことなく執筆した著書とは何であり、題目の有無には、執筆対象、読者、テキストの内的な文脈、執筆時の外的な文脈などについての、定家のような意識の相違が介在していたらうか。たとえば『近代秀歌』の、老年期の自筆本築筆時に至るまで、おそらく終始題目の付されることがなかったと思われる事例、あるいは「詠歌之大概」の、およそ全ての伝本に題目が見られ、かつその題目に、自筆本圏とも目されるテキストにおいてすら「詠歌之大概」「詠歌大概」の二様があつて、後代の註釈史に「題号」の五字・四字の詮索という論点をも提供している事例、あるいは定家自筆の姿を伝えるテキストに「僻案」とあるゆえに一旦はそのように定家が称した上で執筆したことが知られる『下官集』の場合など、いずれをとつてもテキストと定家の意図や意識との間にある密接な連関如何が題目に深く影を落としていたはずである。本書もこうした問題圏の内に引き入れて考えることができる。上で見た本書の書名の有様は、広く定家の著書における題目の在りよう、言い換えれば定家におけるテキスト命名の行為について更に精細に注意を働かせるべきであることを示唆していると思う。タイトルもまた定家におけるテキスト意識と呼ぶべきものを考えるための、そして同時に定家のテキストの真正性を検討する際の要点の一つだと言わねばならない。

2 署名

内題に伴うように記されている定家の名も見過ごせない問題を含んでいる。ただしこれも現れ方は区々で、書陵部本・内閣本は「定家卿」、類従本は「定家」とあり、松平文庫本・竹清文庫本には名が見えない。書名と同じく、ここでも原初の形態が定かでなく、混濁を生じているかのごとくである。そのうち「定家卿」はひとまず措く。注意されるのは「定家」である。一見自署のごとく記されたこの名は、こののち検討する序文の時制が出家後の時点での語りとなつていふことと整合しない。出家してのちなお俗名を署すことは不自然なはずであり、少なくとも類従本の場合、序文と署名との間に時間意識の一貫性が見られないのである。叙述上あるいは編成上、緊密さを欠き、むしろ破綻を来たしているとすら言える。真偽論的に解すれば、まさに馬脚を現している箇所であり、これも偽りの書であることの証左の一つということになる。より一層真の定家の著作としてふさわしいものに仕立てようとするのならば、おそらくプソイド「定家は「定家」ではなく「明静」——「定家名号七十首」(名号七字十題和歌)の署名に「隠士桑門明静」とあるように(後述)——と記すべきであつただろう。しかし今強調すべきなのはその点ではない。

ここにある署名は、以下に続く歌合の歌群が定家の作品であること、すなわち定家作であることを証示、同定すべく取立て

記入されたものに他なるまい。この事象を「同定化」と呼ぶとすれば、当該の署名はプソイド「定家」による同定化の意志が表示されたものと捉えることができる。定家の自署に擬えて「定家」と記すとき、記者は作者であり編者であるはずの定家になり代わることができる。私たちの側から言えば、プソイド「定家は定家に転移し、定家の営為と混同化を来たすことになる。原著者に擬(偽)託するという行為に伴う心的な機序にみずから加担することになるのである。そうした「同定化」の意識の度合いとその指標に、「定家」「定家卿」そして無記名のように、いくつかの形がある。すぐ気づかれるように——原初形はどれであつたかを即断することはできないけれども——この署名の箇所本文異同から、テキストの様態には一つではない複数の手と意識が介在していることを私たちは読み取ることができる。擬(偽)託性の生成と享受の内に潜む重要な一面、すなわちプソイド「定家は一つのテキストにおいてすら必ずしも単独ではない、という事態に立ち会うのである。ここでも、そもそも定家が署名する時とは、どのような時であるかと問うてみるべきであろう。定家が和歌作品をはじめとする諸々の書き物において自記した署名の実状に即して、署名の類型と様態を分析し、さらにはそれらの意味を細かに検討することができるはずである。その際、署名することなく執筆された著作をも考え合わせなければなるまい。ただしテキストの諸形態を踏まえた具体的な検討は機会を改めることとして、当面手掛かりとなる「定家」に

ついで一言しておきたい。

「定家」のごとく、名のみ記された署名は、定家の消息、それも私的書簡と目されるものの末尾にしばしば見られるところである。また故実・先例への関心から記し置かれたと思われる定家の自筆資料の後に「嘉禎二年冬 定家記之」とある例なども存する。年紀を伴い名と併せて「記之」と断つて記されたこの書き物は、単に私的備忘のための摘記・抄録であつたのか、あるいは他者の勘問に答えて差し出されるためのものなどであつたのだろうか。ともあれ「定家」という署名は執筆の対象や契機と、そしてそれを考慮する定家の意識と緊密に結びついていたはずである。

一方、和歌作品の場合に添えられる署名は——和歌会の作法、懐紙の書式についての小規模な作法書を幾度となく執筆している定家にとつて、当然のことながら——折と場に應じて厳密に記入されたはずである。そうした厳密な意識を傍らに想定しながら眺めると、位階・官職・姓などを加えることなく名のみを記した「定家」は、いかにも唐突であり不用意にすら映る。ちなみに「拾遺愚草」中巻「寛喜元年十一月女御入内御屏風和歌」に「定家」の署名を見出し得るが、『明月記』同年（一二二九）十一月九日条に、当該屏風和歌を清書し了えたことを云い、端作の「月次御屏風十二帖和歌」以下の書式を転記した中で、署名について定家は「名字無官者如此歌」と記している。すなわち当屏風和歌では名字の「定家」のみを書くが、無官の者はこう書く

のであろうか、と云うのである。この年六十八歳の定家は前参議・正二位。みずからの官職に照らして書くべき署名のあり方に注意を払っているのである。『拾遺愚草』に見る当の「定家」は、もとより決して無頓着なものではなかつた。

翻つて今問題の『定家卿自歌合』の場合の「定家」は、以上のような定家の署名性に対する意識（と想定されるもの）に即応したものとは到底見えない。いま一つの「定家卿」やこれらを欠くものをも考え合わせると、当自歌合における署名は真正性において著しく純度が劣る。逆に言えば、定家の作品であることを標示しようとするプソイド定家（たち）の意図が若干の揺れを含みながら露呈しているのである。

思えば署名とは、自己同一性を名を自署することによって確認するという行為に他ならない。書物の場合、それは物書く行為に従う者のテキスト意識と主体意識が凝縮的に現れる、徴標ともなる箇所であろう。定家においては、それは官位、家、個体などの意識がどのように主導的に働くか、公と私の次元がどのように振り分けられるかによつて、種々の形態を取ることになる。それらの諸形態の内に真正性と擬（偽）託性もまた潜み、あるいは忍び込むのである。

3 序

『定家卿自歌合』で最も目を引くのは歌々の番いの前に据えられた序文であろう。ただしこの一段の文言に、すぐさま「序」

という概念を充てて、これを原態と見なし素朴に前提とした上で論議を始めないようにしよう。なぜなら、この部分を欠く松平文庫本のような伝本も存在するからである。同本はこの部分ばかりでなく署名をも欠くゆえに、或る時点での享受者によって外題に「作者不考」という註記が書かれたものであろう。仮に松平本を重視すれば、本書は元來序を持つていなかったという可能性や、更に進んで、序はのちに、まさに定家作に仮託して付加され、今見る形に編成されたのだという推測も可能である。無論、それらは余分な臆測に過ぎず、松平本は単純に序文そして署名の欠脱した不完全なテキストだとも考え得る。而して現在のところ松平本以外にこの種の、序を持たない伝本は存在しないから、右のような可能性を考慮しながらも、序はのちに増補されたのではなく当初から存したもの——したがって松平本は何らかの事情により序の脱落したもの——とひとまず見ておくのが妥当であろう。小稿でも右の判断に従つておく。

確かに今日の前にある文章の「予」云々で始まり、「と云事しかり」で結ばれる文言、文体は序文の体裁を成しており、『八洲文藻』後編がこの部分を「序」と呼んで収録しているのも理由のあることである。序と位置づけた上で、先記した署名をも併せて読めば、私たちは自歌の歌合形式によるアンソロジーについて語る「定家」、フソイド「定家」によって書き誌されたその文辞を辿ることになる。以下、類従本に基づき行文を追つてみよう。

予

言うまでもなく一人称の自称にかかわる語。日本語表現の常として主語はしばしば省かれるが、定家の場合、自称は「身」「一身」や謙称の「下官」「愚」あるいは自己を客観視した「老者」「貧者」などの言い回しで表現される。より積極的に一人称を「我」「吾」の字で示すのも一般的であり、この「予」もまた「余」ともに特異な例などではないと思う。自己の所懐をこの字を交えて云う例も「予心中有所思」云々、『明月記』嘉禎元年（一二三五）四月二十八日条などのごとく珍しくないのであろう。先引の「定家名号七十首」冒頭に据えられた一文も今の例と同じく「予」で始まつていた。

少年のむかしより暮齡のいまにいたるまで

定家が歌人の生涯に関連して少年時を振り返るのは、古典についての訓説の記憶を述べた、

少年時古今を見侍りしに、よみとかぬ所多く侍りしかば、

尋ね申ししに（『頭註密勘』春上・四の密勘）

すがるとは、少年の昔、古今の説うけ侍りし時、すがる、鹿の別名也とぞ申されし（『僻案抄』古今・三六六）

などに見える。『僻案抄』の奥書には「往年治承之比、古今後撰両集、受庭訓之口伝」とある。治承元年（一一七七）は定家十六歳。したがって定家的な認識によれば「少年の昔」とはおおよそ定家十歳台の後半を指すことになる。『暮齡』は人生の暮れ方の年齢、すなわち老年であろう。周知のように、定家にとつ

て且暮・暮齡の自覚はしばしば古典テキストに向かわせる契機であつた。たとえば後撰集の貞応元年（一一二二）九月三日書写本の奥書の、「依老病去官職帰田里之秋也、頽齡六十一」云々などに見られるところがそれである。

ところで、この序の「暮齡のいま」とは何時の時点を目指すのであろうか。たとえば定家は、正治二年（一一二〇）三十九歳の折に早くも老いを嘆いて「心神殊悩、四旬衰鬢、病与愁計会、且暮宮世路、可彈指々々」（『明月記』同年十月二十六日条）と記している。老若の境としての「四旬」を強く意識してのことであるが、この日「京官除日」のことを聞き、社会的な不遇の意識と心身の憂苦が輻輳して嘆きは一段と深くなるのである。またたとえば著名な「轉任所望事」（東京国立博物館蔵）の「今及衰暮之齡」は左近権中将に任ぜられる建仁二年（一一二二）四十一歳頃の用例と目される。おおよそ四十歳前後ののち、老いの意識は長らく定家の生の基底音ともなるとしてよい。しかし当該の序に云う「少年のむかし」と同様に「暮齡のいま」もまた、それらが指している特定の歴史的時点を、文脈からは読み取り難い。むしろここには少年時と老齡時とが漠然と語られているだけだと言ふべきかもしれない。翻つて、自己の作品に対する時の定家は、きわめて時期と時点に敏感である。「定家卿百番自歌合」冒頭においては「撰出年来愚詠二百首、結番」の作業の経緯が時点を示して註記されていたし、右の「先撰二百首之愚歌、有結番事」という作業を引き承けて家集の編纂を行

なうのだという事情が、年紀とともに「拾遺愚草」上巻識語に明記されていた。それと合わせて「定家卿百番自歌合」では各番の歌それぞれの初出時が註記されていたことも想起される。本自歌合にはそうした配慮が見られない。両自歌合の時間意識には隔たりがあり、それは自己の詠作史に対する自覚の度合の差に他なるまい。真正の定家にあつては、詠作史の過程とその中で現時点すなわち「いま」についての自覚がきわめて先鋭である。本自歌合においては序に云う「暮齡のいま」の当の「いま」の自覚が詠作史との結びつきにおいては微弱もしくはルース、少なくとも主導的な原則とはなつておらず、編者の関心はむしろ別のところに向いていたであらう。

前後詠する所の和歌つもりて箱のうちのみてり

「前後」は類従本はこの形でであるが、書陵部本・内閣本・竹清文庫本は「前後に」とある。微細な出入りであるが、「に」の加わることで、この長年の間に、時々というニュアンスがやや増すであらう。和歌詠草が箱中・函中に積み重なる、というのは類型的な言い回しであらう。ただし膨大な数の作品を、多様な折と場で詠出した定家が、累積した自己の詠草群を言い表す語句としてはやや穏やかすぎる印象を与えるか。

しかれども口業の因縁となりて

積もり満ちるのは善根功德ではなく、かえつてそれらが「口業の因縁」になると云う。ここで序の中に仏教的な言語観・表現観が姿を見せ、以下に続く理念上の基調となつて全体を覆う。

更身後の資糧にあらず

諸本とも「更身後」の表記である。「更に」「あらず」と呼応して強調するのであろう。「身後」は後生、後世。「資糧」(資糧)とは悟りを得るためのたすけ・もとで、「一切の所有の菩提の資糧は差別あることなく」(『往生要集』中、「愍因と言ふは、瑜伽の四十九に云く」として引く)などと云われる概念。「此の語を以て修行の資料となさしめんためにはあらず。然ども」云々(『夢中間答』)などは言語表現とのかかわりで用いられた例。この概念を用いて、長年詠じ重ねてきたが、たまたま作品群は後世の往生を目指す仏道実践のかてとはならないという論理が語られている。

因茲いま聊滅罪生善のはかり事をめくらさむかために

「因茲」(よりてここに、あるいは、これによりて)とあるように、上述の論理が明確な判断に基づくものであることを確認した上で、今改めて歌合を編むことの目的を説いている。その目的とは、いささか、僅かながらでも「滅罪生善」を企図するということに他ならない。前段で述べているように、和歌を詠み続けてきたことは、まさしく罪障であるが、さればとて口業の結果を全て棄て去るのではなく、むしろその累積を新たな趣意のもとに編成し直すこと自体が、現世における罪を転じて後世の善き果報を生むことになるとされるのである。

愚詠の中より四十八首の歌をぬき出て一巻の歌合とす

本書の内容を端的に言い表す一行である。自歌四十八首を選

び出して(おのずと二十四番からなる)自歌合一巻に編成することが告げられるのである。ただし編者の眼中にはなかつたのか、あるいは強いて視野の外に押しやられたのか、ここでは「定家卿百番自歌合」に言及されていない。先に触れたとおり、おそらく「百番自歌合」は年来の詠歌二百首を撰出して半生の歌人的達成を確認する機会でもあつたゆえに、家集編纂に際しては相互の連携につき言及される必要があつたのであろう。また同百番自歌合は後年、家集増補作業ともかかわり合いながら貞永元年(一二三一)七十一歳の折の「関白左大臣家百首」の詠をも差し替えて入れすらしめた、定家にとつては執心の自歌合であつた。後段で見るとおり、老後、それも出家後に編んだことを匂わせる本自歌合は、一方にある百番自歌合の過程とほぼ並行して成立したものであるはずであるが、そうした定家の内的過程と直ちに切り結ぶものとして本書が位置づけられているとは見えない。私たちは本自歌合編者の意図や指向を、定家その人の実際の事績や心的なプロセスと単純に整合させて理解するだけでは不十分であるようだ。また我々の手持ちの概念を用いて「アンソロジー」編纂作業一般に還元することで見失われてしまうものもあるはずであり、対象を捉えるためにはさらに別途の視点を求めらるることになる。

編者の関心のおそらく主軸にかかわることも見られるのは「四十八首」という形式とその意義である。なぜ四十八首なのかについてはのちほど語られる。

其形を畫圖にうつして左右にわかつ

他本は「其形」の前に「また(又)」の語がある。四十八首を歌合に番え、さらにその上にの意であろう。「また」によつて歌合に対応せしめて、という意がやや強まるか。歌のみでなく、ことばと絵とを一具のものとして仕立てたというのは興味深い。ただし歌・絵の一体化を図ることの目的は何か、本書の歌とともに絵を合わせて見る享受者―読者や、その際の鑑賞形態を編者はどこまで意識していたかなどと問うてみると、ここには疑問も少なくない。問題の一つは画図に写したという「其形」の内実である(竹清文庫本は「かた」ではなく「そのかたち」と表記している)。「形」は具体的な姿形・像に他なるまい。

ここで注意されるのは、近時、小林一彦が紹介し問題にした竹清文庫本の記載である。同本には序と後統の歌合との間に、丁の裏・表を使つてそれぞれ中央に「烏帽子 狩衣 着たる男一人」「僧一人」のごとく書かれており、まさに画の図柄を指示したような記載となっている。次段の「道俗ことなりといへとも、愚身これひとつなり」をも考え合わせて小林は、すなわち、該本の親本系統には、序文どおりにそれぞれ左側に出家後の、右側に在俗時の定家の姿が描かれていた伝本があつて確かに存在していたことを物語る有力な証拠と言ふことが出来る。

とし、のち書承の間に画像は脱落するが、「竹清文庫本の記述は、その中間の段階を伝えるもの」とする。さらに序に云う「画図」

は、定家の画像が定家神格化に伴つて用いられることと「揆を一にするもの」と言い、本歌合が「偽書」である理由ともなることを説いている。

確かに竹清文庫本の記載は注目すべきであり、同本の価値を重視すれば小林の説くような推定も可能となるであろう。序で「画図」に描いて添えたことが明言されているにもかかわらず、確認されている現存の諸本に当の「画図」は欠けており、その痕跡すら差し当たり窺えないのは、まことに不審である。しかし小林の推定に従うためには、現存の他本はすべて「画図」を脱落させた不完全なテキストであること、竹清文庫本は他本より優位にたつ本文であること、その竹清文庫本に先行し、かつ初源の形態を保存している「親本系統」のテキストがまさしく存在することを、それぞれ承認しかつ前提にしなければならぬ。だがこれらは必ずしも明証事ではなく、ただちに前提とするのは今のところ躊躇される。

むしろ逆に、竹清文庫本の記載を後出のものと考えられることもできよう。序の叙述を汲んで、後代のフソイド―定家が進んで記入したという可能性もあるだろう。「其形」の解釈の問題に立ち戻つて言えば、事実「画図」に描かれたとして、それはすなわち定家その人の姿をかたどつたものと断じてよいかどうか、なお留保されてよいのではなからうか。竹清文庫本の記載を確証する伝本、あるいはこの問題に有力な根拠を与える伝本がさらに求められるべきであらう、

「左右にわかづ」もまた問題を孕んでいる。図像化されたのは、差し当たり左右一対のもののみ、たとえば竹清文庫本の現状のようなものであったのか、それとも二十四番の全てに亘って左右に図を配したというのであろうか、この点も現存伝本のみをもつては決着をつけ難い。この問題についてはおそらく美術史の側からの視野の助けをも借りなければならぬであろう。序の上記のような言辞は、歌合絵の形成史・展開史に照らすとどのように位置づけられるだろうか。その検討如何は本歌合の序を含むテキストの歴史性を吟味することと直結しているはずである。

道俗ことなりといへとも、愚身これひとつなり

出家と在俗と、世界は異なるけれども我が身は一つであつて、この私自身に他ならない。今は出家の身であり、在俗時とはすでに異なるが、とする語句は、結果的に本歌合編集の時期に言及したものとして注意される。編者がどこまで正確に定家の事績との照応を配慮したかはともかくとして、この語句を敢えて定家の閲歴と重ねて理解すれば、おのずと定家が出家する天福元年（一二三三）十月十一日以後に、序は執筆されていることになる。序の語りの中では、本書の成立は七十二歳以降の晩年、没するまでの足掛け九年の間に比定され、先引の「暮齡のいま」もその間の一時点に相当するということになるであろう。重要なのは「道俗ことなり」の意味である。これは一つには、ここに集められた歌は在俗時の詠と出家後のそれと区別されてある

ことを意味していると解される。また在俗時の詠を出家後の今取り集めて見る、の意とも解される。さらに前にある「左右にわかづ」と合わせて読めば、右記したような在俗時・出家後の詠を、あるいは「道俗」二つの状況設定で詠み分けられた歌を、それぞれ左右に番えたという構成上の意図を述べているとも解されよう。ちなみに竹清文庫本は「道俗ことなり」を以上のいづれかの意味に解して、序の後に「其形」の図柄を、まさに在俗時の「烏帽子 狩衣」の姿と「僧」形との一対にして記入したのではなからうか。果たしてそれが原初の形態であつたか否かはしばらく留保しておくべきことは先記したとおりである。

「道俗ことなり」の意味が右に挙げたうちのどのケースに該当するかについても今少し判断材料が必要であり、即断を控えたい。重要なものは歌作品との結びつきである。以上のような事情が、編者によつて果たしてどこまで明確な意図をもつて本歌合の構成や、さらには個々の歌の表現そのもの——たとえば趣向、場面設定、暗喩的效果など——に組み込まれ、かつテキストの上に見れているかは、歌々を読解する際の焦点の一つとなるはずである。

うたの数四十八にさたむる事は、かの弥陀の本願になすらへて、撰取不捨のちかひひとつたのむ故なり

他本「うたの数を」とあり、その方が意味は通り易い。書陵部本は続く「四十八に」の「に」の字を欠いている。歌数を四十八首と限定したのは、『大無量壽経』という阿弥陀仏の四十八

の本願に擬すことによつて、衆生を必ずや救いとおつてくれるはずの阿弥陀仏にすがり願おうとしてなのだ云う。「四十八」という数の根拠が仏教的なモチーフと連繫していることを強調しているのであるが、「かの」という読者との共通認識を確認するかのような言葉に注意したい。無論、阿弥陀四十八願は定家とその時代にとつても既にひさしく共有されてきた宗教上の知識であり理念であつた。しかし「かの」には今少し通俗的ともいえる口吻が添つているように感じられる。すぐさま親鸞「正像末浄土和讃」(頭に康元二年₁₁正嘉元年(一二五七)の年紀がある)の一首目、

弥陀の本願信すべし 本願信するひとはみな 撰取不捨の
利益にて 無上覺をばさるとるなり

などを想起させられるし、同じく親鸞「浄土和讃」の最初「讃阿弥陀佛偈和讃」の冒頭二首を含む四十八首などにも連想は及ぶ。もちろん当面の序の文面が直接親鸞の和讃と繋がり、その影響下にあると強弁することはできないが、四十八首を一揃いのものとして四十八願に擬定しようとする指向と、四十八願の理念が——たとえば浄土真宗における和讃などをおしてより明快かつ直接的に、そして感性をも巻き込んで——大衆的に浸透・定着してゆくところの文化的状況とはどのようにかかわつていたか、も興味深い問いである。

四十八願と和歌表現とのかかわりを溯ると、早く源俊頼の『散木奇歌集』巻六・悲嘆部 釈教に「双観経文四十八願の中」とし

て並ぶ歌々(九一八〜九二六)の例があり、定家の同時代には、家隆が家の会で四十八願の歌を勧進したことが次の歌から知られる。

わたくしの家にて、四十八願の歌人人に勧進の時、眷属
長寿の心を

さまざまにかはるすがたをしたがへて憑む光はきゆる世もなし(王二集・釈教部・三一八八)

久保田淳によれば、この会の催されたのは嘉禄元年(一二三二)八月、月・無常の題をも添える三首会(王二集では右に続く三一八九・三一九〇)であつたと推定され、出詠者として他に如願・光経・公経・知家・為家・隆宗らがある。森本元子は俊成卿女の、

阿弥陀四十八願の歌よみ侍りけるに、聞名見仏

秋かぜのみねのしら雲はらはずは在明のそらに月を見まじや

(続後撰集・釈教・六〇九)

を同じ折の詠とし、『源承和歌口伝』の「中野禅尼俊成卿女建長元年に四十八願文をことよみて、法文之事也」¹³⁾という「建長」は不審であり、むしろ嘉禄の家隆の家の会の詠かとする。ともあれ四十八願は、定家らにとつては既に親しいモチーフであつた。後代、先引の家隆歌の「憑む光」について「たのむ光は仏の威神力の慧日の光なり」との釈義がなされ、同じく俊成卿女の詠について「秋風は聞名の心也。有明の月は見仏也」などと註されもしているように、これらの詠はいずれも四十八願の

「心」や「法文」を踏まえるものであり、その表現は右の俊成卿女の例のごとく宗教的な暗喩に近いものですらあった。

さて以上のような表現状況に照らして眺めるとき、本自歌合の作品はどのような質と水準のもとにあるのかが読解上の眼目となるはずである。のちの作業を少し先取りして言えば、ここにある歌々は四十八願の「心」や「法文」を暗喩化して、一種形而上的な作品世界を構築するところに達しているのでは必ずしもないように見える。また形式上、弥陀による救済を求めるといふ主題が全体を覆う枠組として目指されているにしても、浄土門において問答・註釈・講釈などを通じて展開されてきた四十八願をめぐる構成論・段階論——四十八願の概念や理念をめぐる思弁と実践の龐大な集積——に直接相い渉るかたちで四十八番との厳密な対応や比定が徹底して試みられているようにも見えない。しかし述べたような四十八願を主題とする表現の展開史と認識の展開史が本自歌合の背景にあることは言うまでもない。そうした背景を視野に収めて、序の云う「かの弥陀の本願になすらへて」の、「かの」の含む感覚と「なすらへ」るといふ思惟の働きを歌々と結び合わせながら、私たちは読みを進めなければならぬであろう。

もう一步進んで言えば、「なすらへ」ることを説く序の目的はまさしく阿弥陀四十八願であるに違いないけれども、同時に編者の関心は、むしろ「四十八」という数そのものに強く向けられていたのではなからうか。ここには和歌における「数量」や

「名数」——和歌のみに止まらず、広く諸々の道々の技芸について「四十八」は語られる¹⁹⁾——の問題が深く結びついていると考えられる。

子孫のためにして是をしるす、外人のためにこれなどするさす

他本は「外人のためにして」。「ためにして」や上にも見える「なと」はこの序の作者の言い癖か。後半、書陵部本のみは「外人のためにして是しるす」とあるが論理に矛盾を来たしており、誤脱か。「外人」は或る共同の場になじまない他者・異人や異物。「無催外人之輩」（『明月記』元久元年（一一〇四）二月二十三日条）、「歌の半を外人が領して下旬に題のちりばかりまじり候が心得ず候也」（『長綱百首』定家評）などの、定家の語彙の領分内にある語。ここは前者の例。重要なのは、本書の執筆の対象として本書を享受すべき対象が指定・限定されていることである。「子孫のためにして」とは定家にまつわる偽書、仮託の書の語彙でもあり、『桐火桶』の末に「子孫を思ふ故に、片はしづつ書き付くる。努々見する事あるべからず」とある（ただし「子孫」云々の語を欠く系統も）。本書もまた、個人性の原理の片一方にある、家・系譜の内での継承、専門技芸の確認と秘匿などがしばしば強調される中世のテキストの性格をよく体現したものに他ならない。

なかき世のかたみに用ひて反古にしよする事なかれ

家・系譜の内、無窮の後代にまで伝えるべき遺産として扱い、紙反故にはするなと告げられている。本自歌合は歴史を超

越するほどの価値を持つテキストであるという自負に支えられた発言だとも言える。さらに言えば、筆者と読者との間で、本書こそ永く伝えるべき価値あるテキストだとする共同の想像力、すなわちテキスト幻想とも呼ぶべき意識の形成される一面を窺うことができるだろう。「処する」の「処」の漢字音を仮名で表記するのも注意される。一体この序は誰に宛てて書かれ、かつ語られているかを改めて問うべきであろう。

と云事しかり

先述したように末尾はいかにも序文にふさわしい語句で結ばれる。編者の認識の中では、以下に据えられている歌合は序の趣旨に即応したものであり、両者連携して一つの書を形作っていることが自明なこととして捉えられていたと考えられる。

4 媒介を藉りて——「定家名号七十首」

と読み合わせる

さてこの序文は後代に付加・増補されたのではなく成立当初から存したものであると判断するとすれば——断ったとおり本稿ではその判断に従う——、序文に語られている編者の意図は後続の歌合と、結番、歌題、個々の歌表現においてどのように結びついているか、そのテキストの内に擬(偽)託性がどのように真正性とせめぎ合いながら現前しているかを私たちは仔細に読み取らなければなるまい。そうした真正性と「せめぎ合」う擬(偽)託性の様相とその意味を考えるために、ひとつの媒

介を藉りよう。ここで以上の序と並べて読むにふさわしい、先引の「定家名号七十首」冒頭の序的文辞を——右で私註を施しながら辿った序を大づかみにするために——参照してみたい。

「定家名号七十首」は、なもあみたふつ(南無阿弥陀仏)の名号七字を歌頭に置いて十の題ごとに詠じた計七十首の一連の作品である。成立は定家の出家した天福元年以後、久保田淳によれば嘉禎三年(一二三七)七十六歳の作で、「定家最晩年の心境を窺わせる」ものである。老い的情況、念仏に事よせるところ、名数への関心などの要素は本自歌合の場合に比してみるに値する。その七十首詠に先立つて冒頭に次のような序がある。『新編国歌大観』巻十に収録された校訂本文によって掲げてみよう。

予、老与毫逃名於桑門之羅襪、疾已病争命於檀籬之榮落、
詞華萎枯不残薰矣、言葉零尽寧弁色哉、只思往生九品之一
事、強詠名号七字之十首、非耽好道之興、為結淨刹之縁也

隠士桑門明靜

ともに「予」で始まる双方の序は、老いに臨んで、深く往生を願ひ、弥陀への結縁を志して歌々に相い渉る、という認識において互いに似る。しかし現在時点で新たに作品を詠出しようとする「七十首」に対して、過去の詠作を編集・再構成しようとする「自歌合」は大きな違いを含んでいる。構成のみでなく序の中の論理・叙述・表現のあやにおいて差異は際立っている。¹⁹⁾名号七十首の方の序は真名文体の持つ詩的精彩に満ちてお

り、偶合であろうか歌数と一致する全七十字の頭の「予」と末尾の「也」の二字を別にすれば、中には十一字・八字・九字・六字の対句が並んで、ひきしまった修辭の冴えと緊張感を生み出している。添えられた出家後の定家の署名にも、深い思想性・精神性あるいは文体意識がのぞいていよう。老病にさらされる身心、「詞華」「言葉」に相い渉る行為、行く末に対する意志についてのきわめて主体的な自覚が沈んだ憂愁を湛えながら語られているのである。一方の「自歌合」の序においては、こうした鬱閉気は影を潜めている。すなわち真正「定家の筆の跡に横溢しているものが、あたかも殺がれるように頽落し、欠如しているように見える。

しかし、それを頽落の姿や欠如態として否定的にのみ捉えるのではなく、「予」「と云事しかり」のごとく首尾を合わせ、真名仮名混淆の文体を通じて書かれたもの内に、むしろ新たに生起しているものがあるとすれば、それは何であり、何によって支えられているのかという観点を、序から後の各番に及ぼして検討するのが我々の次の課題である。

5 付言——以後の課題のために

本書の基礎的な問題点については早く『群書解題』第八（一九六一）統群書類従完成会念の本書の項目（稿者、樋口芳麻呂）において簡明に指摘されている。すなわち、序の定家のものとしてふさわしからぬ表現の問題をはじめとして、四十八首の

信憑性を保証するような歌集等の資料を他に見出せないこと、自撰性についての疑い、撰者の問題、成立時期、伝本の流伝、題・部類・判（判を欠くこと）、作風、「定家の歌に似せようとして」いる作爲の問題等々⁽²⁰⁾。同解題の指摘を展開して、本稿にも引いた小林一彦は、所載歌のうち「無名抄」との関連の間われる例を取り上げて本書の真偽の問題を論じるとともに、併せて竹清文庫本を紹介して問題を煮つめていく。従来指摘されているそれらの諸問題に留意しながらも、小稿ではこのうち歌々を読解、吟味し直してゆくための予備的な検討を試みた。

《註》

- (1) 冷泉為久編「拾遺愚草員外之外」に基づいて編成した冷泉為臣編「藤原定家全歌集」（一九四〇）復刻版一九七四國書刊行会以来の分類概念。
- (2) 川平ひとし「藤原定家の偽書群の成立とその意義」、『中世の和歌和歌文学講座7（一九九四）勉誠社』所収、同「桐火桶抄」の位置——定家享受史の一分区について——（『中世文学』40（一九九六）で視野や概念について略記した。
- (3) 題簽に見える冊数表示は三十二。「定家物語」（京極中納言相語）等と合写。奥に「右一巻以古写本書写畢、于時天保壬辰四月朔日、源正路」とある。天保三年（一八三二）の編者（新見正路）奥書本に基づく写本である。ただし当冊には本書の直前に錯簡あり。
- (4) 極札に「照高院殿道晃親王」とある。書腰部の閲覧カードに「無奥書本 類従本と小異あるも歌の異同等全くなし 卷首朝倉茂入の極札一枚貼付」と記されている。ただし類従本と僅かながら異同あり。
- (5) 同筆の「廿四番自調合 一校畢」と書かれた小紙片が挟み込まれている。例の「尚舎源忠房・文庫」の印を持つ本。

(6) 小林一彦「定家と長明——『定家卿自歌合』の真偽に及ぶ」(『藝文研究』69一九九五・二二)に紹介。同論文については後述。

(7) 「記録切(土御門内裏儀)定家自筆一幅」として呉文柄「定家遺芳」(一九六七理想社)に掲出。御齋会内論義にかかわるか。「明月記嘉禎元年(一二三五)正月十五日・十八日条等に見える先例や説についての定家の関心を参照。

(8) ただし序跋を切り出し、一面では美文に対する関心から「選集の序をはじめ諸鈔の序跋、家々の集のうち人にをくれる文にいたるまで、信田のもりの千枝の数おほく色ふかきことの葉」(『扶桑拾葉集』幸仁親王元禄二年序)を拾い集めるといふ、この種の書の立場と重なるもの。それらと同じ目で見えるのではなく、あくまで後続の歌々とともに定家の思惟とのかかわりで読まれるべきことは言うまでもない。

(9) なお「三代集之間事」の後撰集の註にある「少年之昔」云々は俊成の回想を録したものである。

(10) 小林一彦(6)参照。

(11) 「双観経」はママ。定家の安貞二年(一二二八)八月の書写奥書のある冷泉家蔵本には、これら一連を含む部分は欠けている。財団法人冷泉家時雨亭文庫編『散木奇歌集』冷泉家時雨亭叢書24(一九九三朝日新聞社)参照。

(12) 久保田淳「藤原家隆集とその研究」(一九六八三弥井書店「藤原家隆歌年次考」の「嘉禄年間」を参照。拾玉集四所載、慈円の四一九六・四一九九もこの折にかかわるか。

(13) 「ことによみて」は「井蛙抄」第三所引の「歌によみて」の方がよい。

(14) 森本元子「俊成卿女の研究」(一九七六桜楓社)二一〇頁参照。

(15) 塚田晃信編「類題法文和歌集注解」三古典文庫四七九(一九八六古典文庫)による。

(16) ちなみに以下のような種々のモノ・コトにおける「四十八」に関する釈義・詮索の書がある。四十八首・四十八箇条・四十八膜・四十八問・四十八棚・四十八組・四十八癖・四十八手など、仏教の四十八輕戒、ことに念仏にかかわる四十八夜、そして当面の書で問題となる阿

弥陀四十八願にかかわるテキスト群がある。和歌の領域では、名所の四十八箇所、歌人の四十八人、四十八番の歌合にかかわるものなど。一般に名数に寄せる関心は、「夫ノ本邦ノ典故人物事跡ノ名数ノ若キモ亦学者ノ識ラズンバアルベカラザル所ノ者ナリ」(『和漢名数』元禄二年(一六八九)序。訓読のように形式的な知識へと向かうが、その知識の背後には名数を軸とする觀念のコスモロジーが結びついている。本書の「四十八」もそうした問題圏の内にある。なお「数量和歌」「名数和歌」についても考えるべきことが多い。

(17) 当七十首は、近時テキストの実体が一段と明らかになっている。述べたような定家の詠作史上の位置の重要性とあいまって、さらに読み込まれるべき対象である。「新編国歌大観」巻十(うち定数歌編IIに収録一九九二角川書店)の解題(赤瀬信吾・岩坪健)ならびに本文、久保田淳「中世和歌史の研究」(一九九三明治書院)各論「藤原定家のうち「藤原定家年譜考証」財団法人冷泉家時雨亭文庫編「拾遺愚草下拾遺愚草員外俊成定家詠草古筆断簡」冷泉家時雨亭叢書9(一九九五朝日新聞社)解題(久保田淳)「京極黄門名号御詠七十首」の項を参照。なお当資料の書名は、冷泉為久編「拾遺愚草員外拾遺」所収によるかと思われる。「藤原定家全歌集」にいう「名号七十首」と題和歌が用いられてきたが、時雨亭叢書に影印化された冷泉為満書写本の題簽に基づき「京極黄門名号御詠七十首」の、冷泉家の蔵本としての名もある。ここでは為満書写本を底本とする新編国歌大観が設定した呼称に従っておく。

(18) 久保田淳(17)「中世和歌史の研究」参照。

(19) 享受の様においても対照的だと言つてよい。続古今集をはじめとする諸歌集に撰入歌が見え新編国歌大観の解題参照、定家自筆の証本に基づき為満・為久らの冷泉家の系譜において書写・継承されてきたところの七十首に対して、本自歌合は諸資料との対応が希薄で、為家自筆本に溯るとされるものの流伝にも下記のごとくやや確証を欠く。なお検討の基礎となる本文についても、さらに探査を必要としているように見える。よりよき伝本は更に求めらるべきであろう。その際、問題となることの一つは流伝の問題である。本書の享受をめぐり

注意されるのは、類従本に見える奥書、

為家卿自筆之以本書写畢

文龜二年臘月念二日

玄国 在判

である。樋口芳麻呂は、為家自筆という本の存在は「信憑できるかどうか疑わしい」と云い、文龜二年（一五〇二）の書写奥書については「一応信用してもよからう」としている。それに従って、寛永二十年（元和元年一六一五）の竹清文庫本に見える書写奥書に先行する文龜の奥書を信ずるとしても、「為家卿自筆」（その旨の本奥書が在ったのでもないようだ）という玄国の認定は正当であったのか、そもそも為家筆本は実在したのか否かは、たしかに疑うことができ、たちまち私たちは、為家そして遡つては定家の関与した、あるいは関与したはずのテキストにまつわる〈テキスト幻想〉さらには〈テキスト伝説〉の闇の中に紛れこんでしまう。定家のテキストの問題は、為家筆本、為家相伝本あるいは為家以後の伝来の由緒を持つ本、などの諸テキストの問題ともじかに接している。